

水産土木工事共通仕様書

新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要
1-第1編 共通編-6	<p>第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>20. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>(1) 緊急を要する場合はファクシミリ及びEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</p> <p>(2) 電子納品を行う場合は、別途工事監督員と協議するものとする。</p>	<p>第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-1-2 用語の定義</p> <p>20. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。</p> <p><u>(1) 緊急を要する場合はファクシミリ及びEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。</u></p> <p><u>(2) 電子納品を行う場合は、別途工事監督員と協議するものとする。</u></p>	文言の削除
1-第1編 共通編-8	<p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p>5. 受注者は、作業に係る資格が必要となる場合、施工計画書で明記するものとする。</p>	<p>1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p><u>5. 受注者は、作業に係る資格が必要となる場合、施工計画書で明記するものとする。</u></p>	文言の削除
1-第1編 共通編-9	<p>1-1-1-6 施工計画書</p> <p><u>5. 受注者は、作業に係る資格が必要となる場合、施工計画書で明記するものとする。</u></p>	<p>1-1-1-6 施工計画書</p>	文言の追加
1-第1編 共通編-18	<p>1-1-1-22 建設副産物</p> <p>7. 受注者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、碎石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システムにより「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出し、<u>提出時にその内容を説明しなければならない。</u></p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出し、<u>提出時にその内容を説明しなければならない。</u></p> <p><u>9. 受注者は再生資源利用（促進）計画書を書面または映像（デジタルサイネージ）により工事現場の見やすい場所へ掲示するとともに、可能な限りインターネットの利用により公表するよう努めなければならない。</u></p> <p>10. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を記録し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、工事監督員に提出するとともに<u>5年間保管しなければならない。また、工事監督員から請求があったときは、当該実施状況を報告しなければならない。</u></p>	<p>1-1-1-22 建設副産物</p> <p>7. 受注者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材（新材又は再生材）、土砂、碎石（新材又は再生材）、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システムにより「再生資源利用計画書」を所定の様式にて作成し、施工計画書に含め、工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊・建設発生木材（木材製品等）、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散型）等を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物に係る情報入力システム*により、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、工事完成後、建設廃棄物の処理の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を建設副産物に係る情報入力システム*により作成し、工事監督員に提出するとともに1年間保管しなければならない。</p>	文言の追加
1-第1編 共通編-31	<p>1-1-1-39 諸法令の遵守</p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p><u>(94) 海上運送法 (令和4年6月改正 法律第68号)</u></p>	<p>1-1-1-39 諸法令の遵守</p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p>	文言の追加

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要
<p>1-第1編 共通編-41</p>	<p>1-1-1-58 施工環境監理者 <u>受注者は、設計図書のためにより、施工環境監理者を配置するものとする。配置要件については以下のとおりとする。</u> <u>(1) 施工環境監理者の資格</u> <u>施工環境監理者は、技術士若しくは技術士補のうち水産部門(水産土木)の資格を有する者又は、社団法人日本水産会の行う水産工学技士(水産土木部門)の認定試験に合格し、水産工学技士として登録した者又は、暫定措置とし、水産工学技士と同等以上の能力と経験を有する、建設業法の1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士の資格を有し、且つ、次のいずれかを満たす者も該当する。また、主任技術者、監理技術者、現場代理人と兼務できる。</u> <u>ア 学校教育法による大学(短期大学を除く)若しくは、旧大学令による大学において、水産学、土木工学、農業土木又は森林土木(以下、水産土木の指定学科という)の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木の技術的業務に従事した期間を通算した期間(以下、水産土木業務の実務経験期間という)が2年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が4年以上に達する者。</u> <u>イ 学校教育法による短期大学若しくは旧専門学校令による専門学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が4年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が6年以上に達する者。</u> <u>ウ 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校において、水産土木の指定学科の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が6年以上に達する者、又は水産土木の指定学科以外の課程を修めて卒業した者で、卒業後、水産土木業務の実務経験期間が8年以上に達する者。</u> <u>エ 上記アからウ以外の者で、水産土木業務の実務経験期間が10年以上に達する者</u> <u>(2) 施工環境監理者の配置</u> <u>施工環境監理者は、現地に配置することを基本とし、施工計画立案時や環境対策計画立案時に参与できる立場にいることを条件とする。受注者は、施工環境監理者の氏名及び登録番号等を施工計画書に記載し、これに変更を生じた場合は、遅滞なく書面により工事監督員にその旨を届けるものとする。</u> <u>また受注者は、施工環境監理者に従事する者に対し、その者が適正な技術者であることを証する名札等(工事名、工期、所属会社及び社印が入ったもの)を工事現場内において常に着用若しくは携帯させるものとする。</u> <u>また、工事関係書類等への記載方法は記載例を参考に記載すること。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>項目の追加</p>

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要																																	
1-第1編 共通編-24	<p><u>(3) 施工環境監理者の業務</u></p> <p><u>ア 対象生物着生を促すような周辺環境の保全に関する施工等を検討し、施工計画書に必要な対策について、記載すること。</u></p> <p><u>イ 必要に応じて生物生息環境の改善に繋がる可能性を有する技術的提案を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 据付等海上作業の環境対策に係る指導を行うこと。</u></p> <p><u>エ 周辺海域への環境影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督職員に報告すると共に、監督職員の指示に従うこと。</u></p> <p><u>オ 関係機関との連絡調整を行うこと。</u></p> <p><u>カ 業務の記録簿を作成整備すること。</u></p> <p><u>なお、この業務に際しては、(社)全国漁港漁場協会発行「施工環境マニュアル」を参照するものとする。</u></p>	(新設)																																		
1-第1編 共通編-49	<p><u>施工環境監理者に関する各種表示例</u></p> <p><u>1 実施体制の表示</u></p> <p><u>施工計画書の現場組織表に施工環境監理者の氏名を記載するとともに、水産工学技士の有資格者は技術者の資格者表に登録番号を記載することとする。</u></p> <p><u>記載にあたっては、次を参考として良い。</u></p> <p><u>－参考①－</u></p> <div data-bbox="350 989 1270 1486" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>現場組織表</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>○現場代理人</u></td> <td style="width: 5%;"><u>—</u></td> <td style="width: 65%;"><u>測 量 係 (氏 名)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(氏 名)</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>出 来 形 管 理 係 (氏 名)</u></td> </tr> <tr> <td><u>主任技術者</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>品 質 管 理 係 (氏 名)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(氏 名)</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>工 程 管 理 係 (氏 名)</u></td> </tr> <tr> <td><u>監理技術者</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>資 材 係 (氏 名)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(氏 名)</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>労 務 係 (氏 名)</u></td> </tr> <tr> <td><u>施工環境監理者</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>重 機 係 (氏 名)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(氏 名)</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>安 全 管 理 係 (氏 名)</u></td> </tr> <tr> <td><u>緊急時連絡先</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>事 務 係 (氏 名)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>昼</u></td> <td><u>Tel. ○○○-○○○-○○○○ (氏名)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>夜</u></td> <td><u>Tel. ○○○-○○○-○○○○ (氏名)</u></td> </tr> </table> <p><u>注) 1 現場常駐者は○印をつける。</u></p> <p><u>2 自主的施工の場合は施工管理技術者を記入のこと。</u></p> <p><u>3 その他必要な「係」があれば追加する。</u></p> <p><u>4 現場事務所に掲載すること。</u></p> </div>	<u>○現場代理人</u>	<u>—</u>	<u>測 量 係 (氏 名)</u>	<u>(氏 名)</u>	<u>—</u>	<u>出 来 形 管 理 係 (氏 名)</u>	<u>主任技術者</u>	<u>—</u>	<u>品 質 管 理 係 (氏 名)</u>	<u>(氏 名)</u>	<u>—</u>	<u>工 程 管 理 係 (氏 名)</u>	<u>監理技術者</u>	<u>—</u>	<u>資 材 係 (氏 名)</u>	<u>(氏 名)</u>	<u>—</u>	<u>労 務 係 (氏 名)</u>	<u>施工環境監理者</u>	<u>—</u>	<u>重 機 係 (氏 名)</u>	<u>(氏 名)</u>	<u>—</u>	<u>安 全 管 理 係 (氏 名)</u>	<u>緊急時連絡先</u>	<u>—</u>	<u>事 務 係 (氏 名)</u>		<u>昼</u>	<u>Tel. ○○○-○○○-○○○○ (氏名)</u>		<u>夜</u>	<u>Tel. ○○○-○○○-○○○○ (氏名)</u>		
<u>○現場代理人</u>	<u>—</u>	<u>測 量 係 (氏 名)</u>																																		
<u>(氏 名)</u>	<u>—</u>	<u>出 来 形 管 理 係 (氏 名)</u>																																		
<u>主任技術者</u>	<u>—</u>	<u>品 質 管 理 係 (氏 名)</u>																																		
<u>(氏 名)</u>	<u>—</u>	<u>工 程 管 理 係 (氏 名)</u>																																		
<u>監理技術者</u>	<u>—</u>	<u>資 材 係 (氏 名)</u>																																		
<u>(氏 名)</u>	<u>—</u>	<u>労 務 係 (氏 名)</u>																																		
<u>施工環境監理者</u>	<u>—</u>	<u>重 機 係 (氏 名)</u>																																		
<u>(氏 名)</u>	<u>—</u>	<u>安 全 管 理 係 (氏 名)</u>																																		
<u>緊急時連絡先</u>	<u>—</u>	<u>事 務 係 (氏 名)</u>																																		
	<u>昼</u>	<u>Tel. ○○○-○○○-○○○○ (氏名)</u>																																		
	<u>夜</u>	<u>Tel. ○○○-○○○-○○○○ (氏名)</u>																																		

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要																																			
	<p>～参考②～</p> <table border="1" data-bbox="290 338 1368 617"> <caption>現場代理人・主任技術者・監理技術者・施工環境監理者などの資格者表</caption> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>職名</th> <th>経年数</th> <th>資格種別及び合格番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>現場代理人</td> <td>年</td> <td>1級土木施工管理技士</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>主任技術者</td> <td>年</td> <td>1級土木施工管理技士</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>監理技術者</td> <td>年</td> <td>1級土木施工管理技士</td> <td>監理技術者資格(第)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工環境監理者</td> <td>年</td> <td>水産工学技士</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 資格証明書等の携行 施工環境監理者は工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用することとする。 名札は次を参考として良い。</p> <p>～参考③～ 名札(監理技術者と兼務する場合)</p> <table border="1" data-bbox="424 821 1121 1108"> <caption>監理(主任)技術者「施工環境監理者」</caption> <tbody> <tr> <td>氏名</td> <td>〇〇 〇〇</td> </tr> <tr> <td>工事名</td> <td>〇〇工事</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> <tr> <td>会社</td> <td>◇◇建設株式会社</td> </tr> <tr> <td>写真 2cm×3cm 程度</td> <td>印</td> </tr> </tbody> </table>	氏名	職名	経年数	資格種別及び合格番号	備考		現場代理人	年	1級土木施工管理技士			主任技術者	年	1級土木施工管理技士			監理技術者	年	1級土木施工管理技士	監理技術者資格(第)		施工環境監理者	年	水産工学技士		氏名	〇〇 〇〇	工事名	〇〇工事	工期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日	会社	◇◇建設株式会社	写真 2cm×3cm 程度	印	<p>(新設)</p>	
氏名	職名	経年数	資格種別及び合格番号	備考																																		
	現場代理人	年	1級土木施工管理技士																																			
	主任技術者	年	1級土木施工管理技士																																			
	監理技術者	年	1級土木施工管理技士	監理技術者資格(第)																																		
	施工環境監理者	年	水産工学技士																																			
氏名	〇〇 〇〇																																					
工事名	〇〇工事																																					
工期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日																																					
会社	◇◇建設株式会社																																					
写真 2cm×3cm 程度	印																																					

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要																																										
1-第1編 共通編-58	<p>第2章 材料 第7節 鋼材</p> <p>1-2-7-6 ボルト用鋼材 (7) 摩擦接合用トルシア型高力ボルト・六角ナット・平座金のセット (日本道路協会) (1983) (8) 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格 (日本道路協会) (1971)</p> <p>1-2-7-7 溶接材料 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 (8) JIS Z 3352 (サブマージアーク及びエレクトロスラグ溶接用フラックス)</p>	<p>第2章 材料 第7節 鋼材</p> <p>1-2-7-6 ボルト用鋼材 (7) 摩擦接合用トルシア型高力ボルト・六角ナット・平座金のセット (日本道路協会) (1983) (8) 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格 (日本道路協会) (1971)</p> <p>1-2-7-7 溶接材料 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 (8) JIS Z 3352 (サブマージアーク溶接用フラックス)</p>	<p>文言の修正</p>																																										
1-第1編 共通編-60	<p>1-2-7-16 異形ブロック等の吊り上げ鉄筋及び連結鉄筋 1. 吊り上げ鉄筋及び連結鉄筋 材質はSR235以上のものとし、鉄筋径については、<u>表2-3を標準とする。</u> 表2-3</p> <table border="1" data-bbox="569 1003 1104 1415"> <thead> <tr> <th colspan="2">連結鉄筋</th> <th colspan="2">吊り上げ鉄筋</th> </tr> <tr> <th>公称重量</th> <th>径mm</th> <th>公称重量</th> <th>径mm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2t以下</td> <td>16</td> <td>1t以下</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>2.1t~8t</td> <td>19</td> <td>1.1t~3t</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">8.1t~25t</td> <td rowspan="4">22</td> <td>3.1t~5t</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>5.1t~8t</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>8.1t~12t</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>12.1t~16t</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>16.1t~25t</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table> <p>1-2-7-17 その他の鉄線類 表2-4 連結線等</p> <table border="1" data-bbox="261 1560 1371 1858"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>名称・品質・規格等</th> <th>連結用鉄線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結線 亜鉛アルミメッキ鋼線</td> <td>引張強度 (690N/mm²以上) 巻付性(線径の2倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じないこと) メッキ付着量 (300g/m²以上) メッキ成分 アルミ 10% 以上 亜鉛 90% 以下</td> <td>JIS G 3544・JIS G 3547準拠 原子吸光分析法、高周波プラズマ発光分析 (ICP)、蛍光X線元素分析法のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>	連結鉄筋		吊り上げ鉄筋		公称重量	径mm	公称重量	径mm	2t以下	16	1t以下	13	2.1t~8t	19	1.1t~3t	16	8.1t~25t	22	3.1t~5t	19	5.1t~8t	22	8.1t~12t	25	12.1t~16t	28			16.1t~25t	32	種 別	名称・品質・規格等	連結用鉄線	連結線 亜鉛アルミメッキ鋼線	引張強度 (690N/mm ² 以上) 巻付性(線径の2倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じないこと) メッキ付着量 (300g/m ² 以上) メッキ成分 アルミ 10% 以上 亜鉛 90% 以下	JIS G 3544・JIS G 3547準拠 原子吸光分析法、高周波プラズマ発光分析 (ICP)、蛍光X線元素分析法のいずれか	<p>1-2-7-16 異形ブロック等の吊り上げ鉄筋及び連結鉄筋 1. 吊り上げ鉄筋及び連結鉄筋 材質はSR235以上のものとし、鉄筋径については、<u>構造計算により行うものとする。</u></p> <p>1-2-7-17 その他の鉄線類 表2-3 連結線等</p> <table border="1" data-bbox="1516 1560 2507 1858"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>名称・品質・規格等</th> <th>連結用鉄線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結線 アルミナイズド鋼線 ~ 亜鉛メッキ鋼線</td> <td>(硬鋼線材) (SWRH32, 37, 62A) 上記の規格に適合した素材 引張強度 (690N/mm²以上) アルミメッキ付着量 (130g/m²以上) 上記の規格に適合した素材 引張強度 (690N/mm²以上) 亜鉛メッキ付着量 (170g/m²以上)</td> <td>JIS G 3506</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名称・品質・規格等	連結用鉄線	連結線 アルミナイズド鋼線 ~ 亜鉛メッキ鋼線	(硬鋼線材) (SWRH32, 37, 62A) 上記の規格に適合した素材 引張強度 (690N/mm ² 以上) アルミメッキ付着量 (130g/m ² 以上) 上記の規格に適合した素材 引張強度 (690N/mm ² 以上) 亜鉛メッキ付着量 (170g/m ² 以上)	JIS G 3506	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正、追記</p>
連結鉄筋		吊り上げ鉄筋																																											
公称重量	径mm	公称重量	径mm																																										
2t以下	16	1t以下	13																																										
2.1t~8t	19	1.1t~3t	16																																										
8.1t~25t	22	3.1t~5t	19																																										
		5.1t~8t	22																																										
		8.1t~12t	25																																										
		12.1t~16t	28																																										
		16.1t~25t	32																																										
種 別	名称・品質・規格等	連結用鉄線																																											
連結線 亜鉛アルミメッキ鋼線	引張強度 (690N/mm ² 以上) 巻付性(線径の2倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じないこと) メッキ付着量 (300g/m ² 以上) メッキ成分 アルミ 10% 以上 亜鉛 90% 以下	JIS G 3544・JIS G 3547準拠 原子吸光分析法、高周波プラズマ発光分析 (ICP)、蛍光X線元素分析法のいずれか																																											
種 別	名称・品質・規格等	連結用鉄線																																											
連結線 アルミナイズド鋼線 ~ 亜鉛メッキ鋼線	(硬鋼線材) (SWRH32, 37, 62A) 上記の規格に適合した素材 引張強度 (690N/mm ² 以上) アルミメッキ付着量 (130g/m ² 以上) 上記の規格に適合した素材 引張強度 (690N/mm ² 以上) 亜鉛メッキ付着量 (170g/m ² 以上)	JIS G 3506																																											

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要																
1-第1編 共通編-63	<p>1-2-8-2 セメント</p> <p>1. セメントは、表2-5の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-5 セメントの種類</p> <table border="1" data-bbox="379 447 1317 856"> <thead> <tr> <th>JIS番号</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 5210</td> <td>ポルトランドセメント</td> <td>(1) 普通ポルトランド (2) 早強ポルトランド (3) 中庸熱ポルトランド (4) 超早強ポルトランド (5) 低熱ポルトランド (6) 耐硫酸塩ポルトランド</td> <td>低アルカリ形を含む " " " " "</td> </tr> </tbody> </table>	JIS番号	名称	区分	摘要	R 5210	ポルトランドセメント	(1) 普通ポルトランド (2) 早強ポルトランド (3) 中庸熱ポルトランド (4) 超早強ポルトランド (5) 低熱ポルトランド (6) 耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形を含む " " " " "	<p>1-2-8-2 セメント</p> <p>1. セメントは、表2-5の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-5 セメントの種類</p> <table border="1" data-bbox="1546 447 2484 856"> <thead> <tr> <th>JIS番号</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 5210</td> <td>ポルトランドセメント</td> <td>(1) 普通ポルトランド (2) 早強ポルトランド (3) 中庸熱ポルトランド (4) 超早強ポルトランド (5) 低熱ポルトランド (6) 耐硫酸塩ポルトランド</td> <td>低アルカリ形については附属書による " " " " "</td> </tr> </tbody> </table>	JIS番号	名称	区分	摘要	R 5210	ポルトランドセメント	(1) 普通ポルトランド (2) 早強ポルトランド (3) 中庸熱ポルトランド (4) 超早強ポルトランド (5) 低熱ポルトランド (6) 耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形については附属書による " " " " "	文言の修正
JIS番号	名称	区分	摘要																
R 5210	ポルトランドセメント	(1) 普通ポルトランド (2) 早強ポルトランド (3) 中庸熱ポルトランド (4) 超早強ポルトランド (5) 低熱ポルトランド (6) 耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形を含む " " " " "																
JIS番号	名称	区分	摘要																
R 5210	ポルトランドセメント	(1) 普通ポルトランド (2) 早強ポルトランド (3) 中庸熱ポルトランド (4) 超早強ポルトランド (5) 低熱ポルトランド (6) 耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形については附属書による " " " " "																
1-第1編 共通編-65	<p>第9節 セメントコンクリート製品</p> <p>1-2-9-1 一般事項</p> <p>1. セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。</p> <p>2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(C⁻)の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下とする。</p> <p>なお、<u>受注者は、これを超えるものを使用する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>1-2-9-4 鉄筋コンクリート製組立魚礁部材(工場製品)</p> <p>3. 材 料</p> <p>(2) 骨 材</p> <p>骨材は、清浄、堅硬、耐久的で適切な粒度をもち、ごみ、泥、有機物、薄い石片、細長の石片等の有害量を含んではならない。また骨材は、<u>JIS A 1145(骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法))</u>または、<u>JIS A 1146(骨材のアルカリシリカ反応性試験(モルタルパー法))</u>によってアルカリシリカ反応性試験を行い無害であると判定されたものでなければならない。</p> <p>ただし、アルカリシリカ反応性試験で無害と判定されない骨材でもJIS A 5308の<u>附属書B</u>によるアルカリシリカ反応抑制対策を講ずれば使用することができる。</p>	<p>第9節 セメントコンクリート製品</p> <p>1-2-9-1 一般事項</p> <p>1. セメントコンクリート製品は有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。</p> <p>2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(C⁻)の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは0.30kg/m³以下とする。</p> <p>なお、これを超えるものを使用する場合は、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>1-2-9-4 鉄筋コンクリート製組立魚礁部材(工場製品)</p> <p>3. 材 料</p> <p>(2) 骨 材</p> <p>骨材は、清浄、堅硬、耐久的で適切な粒度をもち、ごみ、泥、有機物、薄い石片、細長の石片等の有害量を含んではならない。また骨材は、<u>JIS A 5308(レディーミクストコンクリートの附属書7(規定)骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法))</u>又は、<u>附属書8(規定)骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルパー法)</u>によってアルカリシリカ反応性試験を行い無害であると判定されたものでなければならない。</p> <p>ただし、アルカリシリカ反応性試験で無害と判定されない骨材でもJIS A 5308の<u>附属書6</u>によるアルカリ骨材の抑制対策を講ずれば使用することができる。</p>	文言の修正																
1-第1編 共通編-69			文言の修正																

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要
1-第1編 共通編-84	<p>第3章 一般施工 第3節 共通的工種 1-3-3-1 一般事項 本節は、水産土木工事に使用する工種として作業土工、矢板工、<u>法枠工</u>、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>第3章 一般施工 第3節 共通的工種 1-3-3-1 一般事項 本節は、水産土木工事に使用する工種として作業土工、矢板工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	文言の追加
1-第1編 共通編-93	<p>第6節 仮設工 1-3-6-11 汚濁防止膜工 1. 受注者は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち工事監督員と協議するものとする。なお、設計図書に品質が指定されている場合は、それに従うものとする。 2. 受注者は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を事前に工事監督員に提出し、その確認を得るものとする。 3. 受注者は、設計図書の定めにより、<u>水質</u>汚濁防止膜を設置するものとする。 4. 受注者は、<u>水質</u>汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に工事監督員に報告するものとする。 5. 受注者は、設計図書の定めにより、<u>水質</u>汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。 6. 受注者は、設計図書の定めにより、<u>水質</u>汚濁防止膜に浮標灯又は標識灯を設置するものとする。 7. 受注者は、<u>水質</u>汚濁防止膜の設置期間中は、適切な保守管理を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めがある場合は、それに従うものとする。</p>	<p>第6節 仮設工 1-3-6-11 汚濁防止膜工 1. 受注者は、耐腐食性に富むカーテンを選定し、施工に先立ち工事監督員と協議するものとする。なお、設計図書に品質が指定されている場合は、それに従うものとする。 2. 受注者は、施工に先立ち汚濁防止膜の構造図を事前に工事監督員に提出し、その確認を得るものとする。 3. 受注者は、設計図書の定めにより、<u>水質</u>汚濁防止膜を設置するものとする。 4. 受注者は、<u>水質</u>汚濁防止膜の設置及び撤去時期を事前に工事監督員に報告するものとする。 5. 受注者は、設計図書の定めにより、<u>水質</u>汚濁防止膜の枠方式を使用するものとする。 6. 受注者は、設計図書の定めにより、<u>水質</u>汚濁防止膜に浮標灯又は標識灯を設置するものとする。 7. 受注者は、<u>水質</u>汚濁防止膜の設置期間中は、適切な保守管理を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に保守管理の定めがある場合は、それに従うものとする。</p>	文言の修正
1-第1編 共通編-94	<p>第6節 仮設工 1-3-7-1 電気工事一般 施工一般</p> <p>(2) 施工に当たっては、<u>電気設備技術基準</u>（<u>経済産業省</u>）<u>内線規程</u>（日本電気協会）、<u>電気供給約款</u>に基づくものとし、保守点検については、<u>自家用電気工作物保安規程</u>に準じて行うものとする。</p> <p>(4) 電源が遠い場合や、地中引込みの必要がある場合には、<u>電気供給約款</u>により工事負担金が必要となる場合があるので、あらかじめ工事監督員を通じ、北電と打合せを行わなければならない。</p>	<p>第6節 仮設工 1-3-7-1 電気工事一般 施工一般</p> <p>(2) 施工に当たっては、<u>電気設備基準</u>（<u>通産省</u>）<u>内線規定</u>（日本電気協会）、<u>電気供給規定</u>に基づくものとし、保守点検については、<u>自家用電気工作物保安規定</u>に準じて行うものとする。</p> <p>(4) 電源が遠い場合や、地中引込みの必要がある場合には、<u>電気供給規定</u>により工事負担金が必要となる場合があるので、あらかじめ工事監督員を通じ、北電と打合せを行わなければならない。</p>	文言の修正

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要																																						
1-第1編 共通編-102	<p>第4章 土工 第3節 土工 1-4-3-1 一般事項</p> <p>表4-2 伐開除根作業(河川)</p> <table border="1" data-bbox="329 520 1344 1031"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒 木</th> <th>古 根 株</th> <th>立 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工に関係ない用地内 <u>利用土としない切土箇所</u> 軟 弱 地 盤</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除 去</td> <td>根元で切り取る</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場</td> <td>根からすきとる</td> <td>除 去</td> <td>抜根除去</td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木	土工に関係ない用地内 <u>利用土としない切土箇所</u> 軟 弱 地 盤	地面で刈り取る	除 去	根元で切り取る	同 左	河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場	根からすきとる	除 去	抜根除去	同 左	<p>第4章 土工 第3節 土工 1-4-3-1 一般事項</p> <p>表4-2 伐開除根作業(河川)</p> <table border="1" data-bbox="1498 520 2513 1031"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒 木</th> <th>古 根 株</th> <th>立 木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土工に関係ない用地内 軟 弱 地 盤</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除 去</td> <td>根元で切り取る</td> <td>同 左</td> </tr> <tr> <td>河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場</td> <td>根からすきとる</td> <td>除 去</td> <td>抜根除去</td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木	土工に関係ない用地内 軟 弱 地 盤	地面で刈り取る	除 去	根元で切り取る	同 左	河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場	根からすきとる	除 去	抜根除去	同 左	文言の修正
区 分	種 別																																								
	雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木																																					
土工に関係ない用地内 <u>利用土としない切土箇所</u> 軟 弱 地 盤	地面で刈り取る	除 去	根元で切り取る	同 左																																					
河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場	根からすきとる	除 去	抜根除去	同 左																																					
区 分	種 別																																								
	雑草・ささ類	倒 木	古 根 株	立 木																																					
土工に関係ない用地内 軟 弱 地 盤	地面で刈り取る	除 去	根元で切り取る	同 左																																					
河 川 築 堤 盛 土 (軟弱地盤を除く) 土 取 場	根からすきとる	除 去	抜根除去	同 左																																					
1-第1編 共通編-104	<p>1-4-3-3 盛土工</p> <p>4. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、<u>仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない</u>。また、樋管等の構造物がある場合には、<u>過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない</u>。</p>	<p>1-4-3-3 盛土工</p> <p>4. 受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により締固めなければならない。また、樋管等の構造物がある場合には、<u>過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない</u>。</p>	文言の追記																																						

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要
1-第1編 共通編-110	<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート 第3節 コンクリート 1-5-3-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの使用に当たって、アルカリシリカ反応を抑制するため、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表3. コンクリートの耐久性向上対策の各項に規定する対策の中いずれか一つをとらなければならない。また、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領で必要な検査・確認を行わなければならない。</p> <p>1-5-3-7 コンクリート打込み</p>	<p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート 第3節 コンクリート 1-5-3-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの使用に当たって、アルカリ骨材反応を抑制するため、北海道水産林務部水産土木工事共通仕様書Ⅲ 付表3. コンクリートの耐久性向上対策の各項に規定する対策の中いずれか一つをとらなければならない。また、アルカリ骨材反応抑制対策実施要領で必要な検査・確認を行わなければならない。</p> <p>1-5-3-7 コンクリート打込み</p>	<p>文言の修正</p>
1-第1編 共通編-117	<p>18. 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取除かなければならない。</p> <p>18. 受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。</p> <p>19. 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが、壁又は柱のコンクリートと連続している場合には沈下ひびわれを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してから、スラブ又は梁のコンクリートを打込まなければならない。また、受注者は、張出し部分をもつ構造物の場合にも同様にして施工しなければならない。</p> <p>20. 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。</p> <p>21. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。</p> <p>22. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。</p> <p>23. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。</p> <p>24. 受注者は、コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように締固めなければならない。なお、締固めには基本、棒状バイブレーターを用いるものとし、作業に当たっては、鉄筋、型枠等に悪影響を与えないようにするとともに、過度の振動により材料分離が生じないように留意しなければならない。なお、薄い壁など棒状バイブレーターの使用が困難な場合には型枠バイブレーターを併用するものとする。</p> <p>25. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。</p>	<p>18. 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取除かなければならない。</p> <p>19. 受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。</p> <p>20. 受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが、壁又は柱のコンクリートと連続している場合には沈下ひびわれを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してから、スラブ又は梁のコンクリートを打込まなければならない。また、受注者は、張出し部分をもつ構造物の場合にも同様にして施工しなければならない。</p> <p>21. 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。</p> <p>22. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。</p> <p>23. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。</p> <p>24. 受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。</p> <p>25. 受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように締固めなければならない。なお、締固めには基本、棒状バイブレーターを用いるものとし、作業に当たっては、鉄筋、型枠等に悪影響を与えないようにするとともに、過度の振動により材料分離が生じないように留意しなければならない。なお、薄い壁など棒状バイブレーターの使用が困難な場合には型枠バイブレーターを併用するものとする。</p> <p>26. 受注者は、コンクリートを2層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。</p>	<p>文言の削除</p> <p>文言の修正</p>

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要
1-第1編 共通編-118	<p>26. 受注者は、根掘内の水は打ち込み前に除かなければならない。また、根掘内に流入する水が新しく打ったコンクリートを洗わないように、適切な処置を講じておかなければならない。</p> <p>27. <u>コンクリート構造物の基礎において、岩盤と接する箇所の余掘り部分は躯体と同一配合のコンクリートを打設するものとする。</u></p> <p>28. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を施工前に施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>1-5-3-9 施工継目</p>	<p>27. 受注者は、根掘内の水は打ち込み前に除かなければならない。また、根掘内に流入する水が新しく打ったコンクリートを洗わないように、適切な処置を講じておかなければならない。</p> <p>28. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を施工前に施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>1-5-3-9 施工継目</p>	<p>文言の追加</p>
1-第1編 共通編-120	<p>8. 受注者は、温度変化や乾燥収縮等により生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は、<u>設置により構造物の強度及び機能を害することがないように</u>工事監督員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地の<u>構造及び位置は、構造物により別途定めのある場合はそれに従うものとし、定めがない場合はコンクリート標準示方書〔施工編〕の規定により、その構造及び位置を定めなければならない。</u></p> <p>第5節 鉄筋</p> <p>1-5-5-4 鉄筋の継手</p>	<p>8. 受注者は、温度変化や乾燥収縮等により生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は、工事監督員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、<u>構造物の強度及び機能を害さないように、</u>コンクリート標準示方書〔施工編〕の規定により、その構造及び位置を定めなければならない。</p> <p>第5節 鉄筋</p> <p>1-5-5-4 鉄筋の継手</p>	<p>文言の追記・修正</p>
1-第1編 共通編-124	<p>3. 受注者は、鉄筋の継手に<u>圧接継手、溶接継手及び機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、工事監督員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</u></p> <p>6. 受注者は、<u>原則、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。継手が同一断面となる場合は、継手が確実に施工でき、継手付近のコンクリートが確実に充填され、継手としての性能が発揮されるとともに、構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</u></p> <p>1-5-6-4 寒中コンクリート</p> <p>表5-6 寒中コンクリートの<u>温度制御</u>養生期間</p>	<p>3. 受注者は、鉄筋の継手に<u>圧接継手、溶接継手及び機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を工事監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>6. 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p> <p>1-5-6-4 寒中コンクリート</p> <p>表5-6 寒中コンクリートの養生期間</p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の追記</p>
1-第1編 共通編-128	<p>1-5-6-4 寒中コンクリート</p> <p>表5-6 寒中コンクリートの<u>温度制御</u>養生期間</p>	<p>1-5-6-4 寒中コンクリート</p> <p>表5-6 寒中コンクリートの養生期間</p>	

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要																																																																				
II-施管-10	<p style="text-align: center;">2 出来形管理基準</p> <p>(1) 魚礁設置</p> <table border="1" data-bbox="305 491 1347 583"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 着定基質設置</p> <table border="1" data-bbox="305 751 1347 844"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="305 957 1347 1327"> <thead> <tr> <th rowspan="2">増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)</th> <th>施工位置</th> <td>(投入指示がある場合) 施工範囲を、トランシット、電波測距儀等により実施測定</td> <td>設計図書に示す各点</td> </tr> <tr> <th>出来ばえ</th> <td>(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定</td> <td>最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 <u>施工位置は、工事監督員の指示による</u></td> </tr> </thead> </table> <table border="1" data-bbox="305 1419 1347 1843"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増殖場工 着定基質沈設工 着定基質運搬、沈設</td> <td>施工位置</td> <td>(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電波測距儀等により実施測定</td> <td>ブロック全数</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定</td> <td>全個数の1割程度を横断方向に測定する。 <u>測定位置は、工事監督員の指示による</u></td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度					工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度					増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、トランシット、電波測距儀等により実施測定	設計図書に示す各点	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 <u>施工位置は、工事監督員の指示による</u>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	増殖場工 着定基質沈設工 着定基質運搬、沈設	施工位置	(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電波測距儀等により実施測定	ブロック全数	出来ばえ	(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定	全個数の1割程度を横断方向に測定する。 <u>測定位置は、工事監督員の指示による</u>	<p style="text-align: center;">2 出来形管理基準</p> <p>(1) 魚礁設置</p> <table border="1" data-bbox="1469 491 2510 583"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細目 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 着定基質設置</p> <table border="1" data-bbox="1469 751 2510 844"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細目 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1469 957 2510 1327"> <thead> <tr> <th rowspan="2">増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)</th> <th>施工位置</th> <td>(投入指示がある場合) 施工範囲を、トランシット、電波測距儀等により実施測定</td> <td>設計図書に示す各点</td> </tr> <tr> <th>出来ばえ</th> <td>(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定</td> <td>最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所</td> </tr> </thead> </table> <table border="1" data-bbox="1469 1419 2510 1843"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細目 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">増殖場工 着定基質沈設工 着定基質運搬、沈設</td> <td>施工位置</td> <td>(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電波測距儀等により実施測定</td> <td>ブロック全数</td> </tr> <tr> <td>出来ばえ</td> <td>(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定</td> <td>全個数の1割を横断方向に測定する。</td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度					工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度					増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、トランシット、電波測距儀等により実施測定	設計図書に示す各点	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所	工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	増殖場工 着定基質沈設工 着定基質運搬、沈設	施工位置	(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電波測距儀等により実施測定	ブロック全数	出来ばえ	(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定	全個数の1割を横断方向に測定する。	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の追記</p> <p>文言の追記</p>
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																				
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																				
増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、トランシット、電波測距儀等により実施測定	設計図書に示す各点																																																																				
	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所 <u>施工位置は、工事監督員の指示による</u>																																																																				
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																				
増殖場工 着定基質沈設工 着定基質運搬、沈設	施工位置	(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電波測距儀等により実施測定	ブロック全数																																																																				
	出来ばえ	(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定	全個数の1割程度を横断方向に測定する。 <u>測定位置は、工事監督員の指示による</u>																																																																				
工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																				
工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																				
増殖場工 着定基質設置工 着定基質運搬仮置 着定基質運搬据付 (単体礁)	施工位置	(投入指示がある場合) 施工範囲を、トランシット、電波測距儀等により実施測定	設計図書に示す各点																																																																				
	出来ばえ	(投入指示がある場合) 設置間隔を、スチールテープ等により実施測定	最小規格テープ間隔 10m 最低測定箇所 5カ所																																																																				
工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																																				
増殖場工 着定基質沈設工 着定基質運搬、沈設	施工位置	(投入指示がない場合) ブロックの位置をトランシット、電波測距儀等により実施測定	ブロック全数																																																																				
	出来ばえ	(投入指示がない場合) 音響測深機により実施測定	全個数の1割を横断方向に測定する。																																																																				

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要																																																
	<p>(3) 人工干潟</p> <table border="1" data-bbox="281 436 1389 527"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 消波堤設置</p> <table border="1" data-bbox="281 657 1389 747"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 離岸堤設置</p> <table border="1" data-bbox="281 877 1389 1066"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細別 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離岸堤堤体工 離岸堤基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度					工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度					工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	離岸堤堤体工 離岸堤基礎工				<p>(3) 人工干潟</p> <table border="1" data-bbox="1445 436 2552 527"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細目 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 消波堤設置</p> <table border="1" data-bbox="1445 657 2552 747"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細目 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 離岸堤設置</p> <table border="1" data-bbox="1445 877 2552 1066"> <thead> <tr> <th>工種・種別・細目 (レベル2・3・4)</th> <th>管理項目</th> <th>測定方法</th> <th>測定密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離岸堤堤体工 離岸堤基礎工</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度					工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度					工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度	離岸堤堤体工 離岸堤基礎工				<p>文言の修正</p>
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																
工種・種別・細別 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																
離岸堤堤体工 離岸堤基礎工																																																			
工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																
工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																
工種・種別・細目 (レベル2・3・4)	管理項目	測定方法	測定密度																																																
離岸堤堤体工 離岸堤基礎工																																																			

水産土木工事共通仕様書(令和4年10月) 新旧対照表(令和5年3月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和4年10月版改訂	(旧) 令和4年10月版	摘要												
Ⅲ-付表 28	<p>(6) <u>魚礁構造物撤去移設</u></p> <table border="1" data-bbox="281 436 1389 877"> <thead> <tr> <th data-bbox="281 436 507 510"><u>工種・種別・細別</u> (レベル2・3・4)</th> <th data-bbox="507 436 730 510"><u>管理項目</u></th> <th data-bbox="730 436 1101 510"><u>測定方法</u></th> <th data-bbox="1101 436 1389 510"><u>測定密度</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="281 510 507 695"><u>魚礁構造物撤去移設工</u> <u>魚礁撤去引上げ・</u> <u>再設置(沈設)工</u> <u>魚礁撤去引上げ</u></td> <td data-bbox="507 510 730 695">出来ばえ</td> <td data-bbox="730 510 1101 695"><u>マルチビーム音響測深機及びサイドスキャンソナーにより測定</u></td> <td data-bbox="1101 510 1389 695"><u>設計図書に示す設置全点</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="281 695 507 877"><u>魚礁構造物撤去移設工</u> <u>魚礁撤去引上げ・</u> <u>再設置(沈設)工</u> <u>魚礁撤去引上げ</u></td> <td data-bbox="507 695 730 877">出来ばえ</td> <td data-bbox="730 695 1101 877"><u>D-GNSS及びRTK-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</u></td> <td data-bbox="1101 695 1389 877"><u>中心点から8方位を測定</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>工種・種別・細別</u> (レベル2・3・4)	<u>管理項目</u>	<u>測定方法</u>	<u>測定密度</u>	<u>魚礁構造物撤去移設工</u> <u>魚礁撤去引上げ・</u> <u>再設置(沈設)工</u> <u>魚礁撤去引上げ</u>	出来ばえ	<u>マルチビーム音響測深機及びサイドスキャンソナーにより測定</u>	<u>設計図書に示す設置全点</u>	<u>魚礁構造物撤去移設工</u> <u>魚礁撤去引上げ・</u> <u>再設置(沈設)工</u> <u>魚礁撤去引上げ</u>	出来ばえ	<u>D-GNSS及びRTK-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</u>	<u>中心点から8方位を測定</u>	(新設)	項目の追加
<u>工種・種別・細別</u> (レベル2・3・4)	<u>管理項目</u>	<u>測定方法</u>	<u>測定密度</u>												
<u>魚礁構造物撤去移設工</u> <u>魚礁撤去引上げ・</u> <u>再設置(沈設)工</u> <u>魚礁撤去引上げ</u>	出来ばえ	<u>マルチビーム音響測深機及びサイドスキャンソナーにより測定</u>	<u>設計図書に示す設置全点</u>												
<u>魚礁構造物撤去移設工</u> <u>魚礁撤去引上げ・</u> <u>再設置(沈設)工</u> <u>魚礁撤去引上げ</u>	出来ばえ	<u>D-GNSS及びRTK-GNSS等による位置測定と音響測深機による測定</u>	<u>中心点から8方位を測定</u>												
Ⅲ-付表 32	<table border="1" data-bbox="281 955 1389 1392"> <thead> <tr> <th data-bbox="281 955 445 1024"><u>測定単位</u></th> <th data-bbox="445 955 721 1024"><u>結果の整理方法</u></th> <th data-bbox="721 955 1142 1024"><u>許容範囲</u></th> <th data-bbox="1142 955 1389 1024"><u>備考</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="281 1024 445 1209"></td> <td data-bbox="445 1024 721 1209"><u>撤去範囲内に魚礁ブロックがないこと。ただし、発注者協議のうえ、撤去不要が認められたブロックを除く</u></td> <td data-bbox="721 1024 1142 1209"></td> <td data-bbox="1142 1024 1389 1209"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="281 1209 445 1392">1m</td> <td data-bbox="445 1209 721 1392"><u>出来型図及び記録紙に寸法等を表示したうえで提出する</u></td> <td data-bbox="721 1209 1142 1392"><u>造成範囲から2.5m以内</u></td> <td data-bbox="1142 1209 1389 1392"></td> </tr> </tbody> </table>	<u>測定単位</u>	<u>結果の整理方法</u>	<u>許容範囲</u>	<u>備考</u>		<u>撤去範囲内に魚礁ブロックがないこと。ただし、発注者協議のうえ、撤去不要が認められたブロックを除く</u>			1m	<u>出来型図及び記録紙に寸法等を表示したうえで提出する</u>	<u>造成範囲から2.5m以内</u>			
<u>測定単位</u>	<u>結果の整理方法</u>	<u>許容範囲</u>	<u>備考</u>												
	<u>撤去範囲内に魚礁ブロックがないこと。ただし、発注者協議のうえ、撤去不要が認められたブロックを除く</u>														
1m	<u>出来型図及び記録紙に寸法等を表示したうえで提出する</u>	<u>造成範囲から2.5m以内</u>													